

「旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金」に関するよくある御質問

	質問	回答
1	既に設置工事を開始していたり、設置済の機器は、補助の対象になりますか？	既に設置工事に着手しているものや、設置している機器は、補助の対象外です。
2	設置工事に係る労務費、附带工事費等は、補助対象経費として認められますか？	認められません。 補助対象経費については、補助対象設備の設置に係る請負工事費のうち、工事の対象となる当該機器代のみです。
3	申請手続きの代行を業者に依頼したいと考えていますが、申請代行ができる業者なら誰でもよいのですか？	手続代行者は、補助対象設備の請負工事を実施する者に限ります。 なお、請負工事を実施する者は、旭川市内に本店、支店又は営業所等を有する者に限ります。
4	設置工事は、いつ着手できますか？	補助対象設備の設置工事は、交付決定通知を受けた日以後に着手できます。 (交付予定者に通知する「審査対象者決定通知書」は、交付決定通知書ではございませんので御注意ください。)
5	旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金は、国や北海道、その他の補助金と重複して補助を受けることはできますか？	他の補助金と併用して申請できます。 ただし、他の補助金の制度によっては、本市補助金との重複を認めない場合もありますので、御自身で御確認の上、申請してください。
6	過去に補助金を受けたことがありますか、申請できますか？	過去に本市補助金の交付を受けたことがある方は、同一の補助対象設備について申請できません。
7	補助金額に消費税は含まれますか？	消費税は、補助金の対象としません。
8	「旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金」と「旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金」の両方を申請することはできますか？	できません。「旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金」と「旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金」のいずれか1つのみ申請できます。
9	手続代行者に依頼した場合、市からの通知は、申請者と手続代行者のどちらに送られてくるのですか？	全ての通知は、申請者に送ります。
10	交付決定通知後に、完了予定日の変更の届出は必要ですか？	完了予定日の変更だけなら、届出は必要ありません。
11	新築家屋に設備を設置するのですが、完了報告書の住所は、申請時の住所ではなく、工事完了後の新築家屋の住所を記入するのですか？	その通りです。また、設置場所の確認に使用するため、工事代金支払日以降発行の住民票の提出をお願いします。
12	新築家屋に補助対象設備を設置しますが、設置前の写真は必要ですか？	必要となります。新築家屋であっても、機器設置前後の工事写真及び全体写真が必要です。